

問Ⅵ - 4 - ⑥ (会計基準)

為替差損益の会計区分ごと及び法人全体での科目の表示方法について教えてください。

答

1 公益法人会計基準では、外貨建て取引に関する会計処理を企業会計の基準に準じていることから、企業会計の基準における為替差損益の表示の定めに従って、為替差損益は純額で表示します。加えて公益法人会計基準では、会計区分を設けていることから会計区分ごとに純額で表示することとなります。すなわち、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の会計区分ごとに純額で為替差益若しくは為替差損の勘定科目に計上されます。

2 法人全体の表示も同様に考えて、企業会計の基準に合わせて純額表示する場合には、会計区分ごとに計上された為替差益及び為替差損について「合計」欄算出のための消去を行うこととなりますが、運用指針「13. 様式について」において記載されている様式の「内部取引等消去」欄を用いることとなります。

計算・様式例は以下のとおりです。

会計区分がある場合の為替差益と為替差損の相殺表示について

正味財産増減計算書内訳表

科目	公益目的 事業会計	収益事業 等会計	法人会計	内部取引 等 消去	合計
… … …					
為替差益	500	—	100	△200	400
… … …					
為替差損	—	200	—	△200	—